

障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領

長野県健康福祉部障がい者支援課

1 目的

この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業所等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各事業所等から県及び市町村への報告の取扱いを定め、事業所等自らが事故等の発生要因や再発防止策の検証を行うとともに、類似する事故等の再発防止及び入所者等に対するサービスの質の向上や事業所等の運営の適正化に資することを目的とする。

2 対象事業所等

中核市において指定する事業所等及び市町村が認める基準該当事業所等を除く、以下の事業所等とする。

(1) 障害者総合支援法関係

- ア 指定障害福祉サービス事業所
- イ 指定障害者支援施設
- ウ 指定一般相談支援事業所
- エ 地域活動支援センター
- オ 福祉ホーム

(2) 児童福祉法関係

- ア 指定障害児通所支援事業所
- イ 指定障害児入所施設
- ウ 指定発達支援医療機関

3 報告すべき事故等の範囲

(1) サービスの提供時の入所者等のケガ等又は死亡

- ア サービスの提供時とは、事業所内にいる間以外に、入所者等の送迎、通院付添い等の間も含む。
- イ ケガ等とは、サービスの提供時に発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤薬等により、入院又は医療機関での治療を要するものをいう。
- ウ 死亡は、サービスの提供時に発生した事故等によるものとするが、病気等により死亡した場合であっても、事業者の責めに帰する可能性のあるとき又は利用者の家族等から責任を問われているとき（問われる恐れがあるときを含む。）も含む。
- エ 事業者側の過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものも含め、ア～ウに該当する事故等が発生した場合は報告する。

- (2) 入所者等の行方不明（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等（個人情報への漏えいや利用者預り金の横領など、利用者の処遇に影響があるもの。）
- (4) 食中毒及び感染症の発生（インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の集団感染）
- (5) 火災、震災、風水害その他これらに類する災害による、物的・人的被害の発生
- (6) その他事業所等の長が必要と認めたもの

4 報告先

- (1) 上記3の報告事項(1)及び(2)については、下記のとおり報告するものとする。
 - ア 障害児入所施設及び指定医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）
給付決定を行った保健福祉事務所福祉課（措置入所の場合は、措置決定を行った児童相談所）及び事故等にあった入所者の保護者の所在市町村
 - イ 障害児入所施設等以外の事業所等
事業所等を所管する保健福祉事務所福祉課及び事故等にあった入所者等の支給（給付）決定を行った市町村
- (2) 上記3の報告事項(3)から(6)については、事業所等を所管する保健福祉事務所福祉課に報告するものとする。

5 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族へ連絡するほか、警察署や保健所などへ法令に基づいた通報等を行うとともに、上記4の報告先へ下記のとおり事故等の報告を行うものとする。

(1) 事故等発生後の報告

- ア 事故発生後、事業者は、速やかに電話、ファクシミリ又は電子メール（以下「電話等」という。）により報告する。
- イ 報告の期限を一律に設けることは困難であるが、ケガ等の処置や事故等の収束・拡大防止等に最大限の努力を払いつつ、できる限り速やかに報告する。
- ウ 電話で報告する場合には、別紙様式1「事故等報告書（第一報）」の内容を伝える。
- エ ファクシミリ又は電子メールで報告する場合には、個人情報に関する部分（入所者等の氏名、生年月日、住所）を伏せて送信し、着信確認後に個人情報部分を口頭で伝えるなど、個人情報の保護に配慮する。
- オ 電話等により報告した後、別紙様式1「事故等報告書（第一報）」を作成し、郵送により報告すること。なお、既に事業所等において必要項目が網羅された様式を作成している場合又は入所者等の支給決定を行った市町村が定める様式がある場合は、これを使用して差し支えない。

(2) 事故等の対応報告

- ア 事故発生後、入所者等の家族への説明や関係機関等への報告など、一定の対応が終了した時点（事故等発生から概ね30日程度を目安）で、事故等の発生原因や再発防止策などを検討し報告する。

イ 報告に当たっては、別紙様式2「事故等報告書（第二報）」によるものとし、死亡事故にあつては、死亡診断書の写しを添付する。

ウ 入院が1月以上に及ぶ場合や、利用者等又は家族とトラブルになるなど、事故等の処理が終結していない場合は、その経過を含め報告する。

(3) 事故等終結後の報告

ア 事故等の処理が終結した時点で、別紙様式3「事故等報告書（確定報）」により報告する。

イ 上記(2)の第二報の時点で対応が終了している事案については報告の必要はない。

6 報告を受けた市町村等の対応

(1) 市町村の対応

事業所等から報告を受けた場合、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者等に対し、支給決定等の実施主体としての立場から必要に応じて助言・指導等を行う。

(2) 保健福祉事務所福祉課の対応

ア 事業所等から報告を受けた場合、報告書を転送するなどの方法により、その内容を障がい者支援課へ報告する。

イ 事故等の原因分析が不十分、事故等の発生原因に対する再発防止策に矛盾があるなど、報告書の内容に問題がある場合は、必要に応じて指導を行う。

ウ 報告の内容から、事業所等の運営や指定基準上の疑義がある場合は、必要に応じて事業所等に対する実地指導等を行う。

エ 市町村への報告を要しない上記3の報告事項(3)～(6)についても、必要に応じて市町村と情報を共有し、連携して対応に当たること。

(3) 児童相談所の対応

ア 障害児入所施設から報告を受けた場合、報告書を転送するなどの方法により、その内容を障がい者支援課へ報告する。

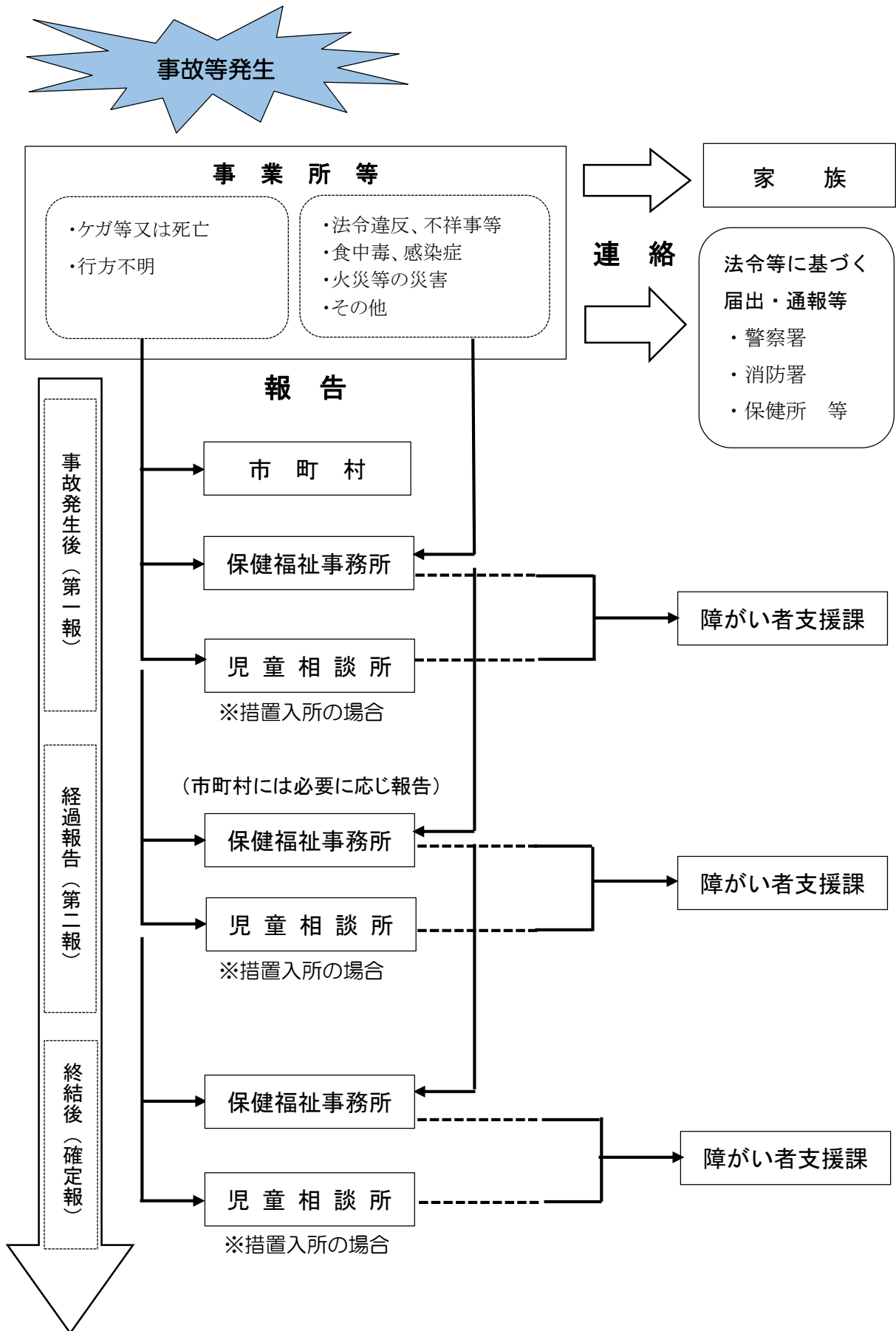
イ 報告の内容から、入所している障がい児に対する支援等が必要な場合は、必要に応じて市町村や事業所等と連携し対応に当たること。

(4) 障がい者支援課の対応

ア 障害者支援施設及び障害児入所施設等における事故等については、地域福祉課施設監査担当と情報を共有し、事業所等の運営や指定基準上の疑義がある場合は、必要に応じて事業所等に対する実地指導等を行う。

イ 事故等の内容やその発生原因等を取りまとめ、個人情報に配慮した上で市町村等と情報共有するとともに、通知や集団指導等の方法により、事業者等に対する注意喚起を行う。

事故等報告の流れ



【事故等発生時の対応について定めた基準条例等】

1 障害福祉サービス事業所

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 60 号）第 39 条及び準用規程含む
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 61 号）第 32 条及び準用規程含む

2 障害者支援施設

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 63 号）第 44 条

3 地域活動支援センター

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 64 号）第 20 条

4 福祉ホーム

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 65 号）第 18 条

5 障害児通所支援施設

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 66 号）第 51 条及び準用規定含む

6 障害児入所施設

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 67 号）第 48 条及び準用規定含む

7 相談支援事業所

- (1) 「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 173 号）第 28 条
- (2) 「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 36 条
- (3) 「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 28 条
- (4) 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 28 条

8 感染症等発生時に係る報告

平成 17 年 2 月 22 日付け老発第 0222001 号厚生労働省老健局長他 4 局長合同通知「社会福祉

施設等における感染症等発生時に係る報告について」

4 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【事故等発生時の県報告先】

連絡先		電話番号	FAX番号	メールアドレス
県庁	障がい者支援課	026-235-7149	026-234-2369	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
保健福祉 事務所	佐久 福祉課	0267-63-3140	0267-63-3110	sakuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	上田 福祉課	0268-25-7123	0268-23-1973	uedaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	諏訪 福祉課	0266-57-2910	0266-57-2963	suwaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	伊那 福祉課	0265-76-6810	0265-76-6513	inaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	飯田 福祉課	0265-53-0410	0265-53-0474	iidaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	木曾 福祉課	0264-25-2218	0264-24-2350	kisoho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	松本 福祉課	0263-40-1911	0263-40-1803	matsuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	大町 福祉課	0261-22-5111	0261-23-2266	omachiho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	長野 福祉課	026-225-9057	026-223-7669	nagaho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
	北信 福祉課	0269-62-3943	0269-63-2934	hokuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp
児童相談所	中央	026-238-8010	026-238-8025	chuojido@pref.nagano.lg.jp
	松本	0263-91-3370	0263-92-1550	matsujido@pref.nagano.lg.jp
	飯田	0265-25-8300	0265-28-1027	iidajido@pref.nagano.lg.jp
	諏訪	0266-52-0056	0266-52-0057	suwajido@pref.nagano.lg.jp
	佐久	0267-67-3437	0267-67-3449	sakujido@pref.nagano.lg.jp